広域相談支援体制整備事業実施要綱

１　目 的

　　障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、障がい保健福祉圏域（以下「圏域」という。）に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築に関する助言・調整等の広域的支援を行う。

２　基本方針

　　地域づくりコーディネーターは、次の基本方針に基づき、事業を実施するものとする。

　(1) 地域の相談支援体制等の構築に向けた支援は、当事者本位の視点に立ち、公的制度以外の取組みを含め、地域の様々な資源を有効活用した生活全般にわたる支援が可能となるよう、障害者総合支援法第 89 条の３第１項に規定する協議会（市町村が設置するものに限る。以下、「地域の協議会」という。）を中心とした相談支援体制づくりを目指す。

　(2) 地域生活支援拠点の整備が努力義務となることを踏まえ、未整備市町村に対する整備に向けた助言や、整備が完了している場合の拠点機能の活用の促進について、次のとおりの取組みにより、市町村への支援を行う。

　　ア　地域の協議会等の活用

　　イ　拠点等の整備に係る必要な機能の検討・検証

　　ウ　拠点等における役割分担と連携の強化

　　エ　効果的な拠点等の運営の継続

　(3) 特定の立場に偏らず、公平性・中立性を確保する。

３　実施主体

　　実施主体は北海道（以下「道」という。）とし、市町村等の協力を得ながら実施する。

　　なお、事業を適切に運営できると認められる法人に委託することができる。

４　地域づくりコーディネーターの位置付け

　　地域づくりコーディネーターは、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）第27条第１号に基づく支援員とする。

５　地域づくりガイドラインの活用

　　７の(1)の「市町村への支援」に当たっては、市町村の現状を踏まえながら、条例に基づく地域づくりガイドラインを活用した支援を行うものとする。

６　支援方針の作成

　　地域づくりコーディネーターは、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村ごとにそれぞれの地域の特性を踏まえた上で、毎年度、具体的な支援方針を作成する。

７　業務内容

　　地域づくりコーディネーターは、担当する圏域を対象として、以下の支援業務を行う。

　(1) 市町村への支援

　　　市町村ごとに作成した支援方針に基づき、次の支援業務を行う。

　　ア　基幹相談支援センターの設置・運営等への支援

　　イ　地域生活支援拠点等の整備及び整備後の支援

　　ウ　地域の協議会等、地域のネットワーク構築に向けた助言・調整

　　エ　対応困難事例に係る助言

　　オ　専門的支援システム（権利擁護、就労支援等）の立ち上げ等の支援

　　カ　児童発達支援センター、市町村子ども発達支援センター等の中核的機能の調整等への支援

　(2) 担当する圏域が属する（総合）振興局の所管区域（以下「所管区域」という。）の障がい者の支援体制の充実等

　　　所管区域における障がい者の支援体制の充実を図るため、次の業務を行う。

　　ア　条例に基づく障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の事務局における広域的課題の解決へ向けた活動

　　イ　所管区域における相談支援従事者等のスキルアップのために必要な地域研修の実施

　　ウ　市町村相談支援体制の評価（北海道自立支援協議会と協働）

　　エ　地域の社会資源の点検、開発に関する支援

　　オ　発達障害者支援センター及び障害者就業・生活支援センターとの連携

　(3) 北海道の障がい者福祉に関する広域的な支援体制の充実等

　　　広域的な支援体制の充実のため、次の業務を行う。

　　ア　北海道自立支援協議会への協力

　　イ　北海道が所管する研修等への協力

　　　(ｱ) 障がい者虐待防止・権利擁護に関するもの

　　　(ｲ) 障害支援区分認定調査員に関するもの

　　　(ｳ) 地域相談員に関するもの

　　　(ｴ) 発達障害者支援に関するもの

　　　(ｵ) その他の北海道が実施する障がい福祉に関するもの

８　地域づくりコーディネーターの要件

　　地域づくりコーディネーターは、次の(1)及び(2)の要件に該当する者であるほか、(3)～(5)の要件を満たすことが望ましい。

　(1) 次のア～ウのうちのいずれかの要件に該当する者

　　ア　市町村から相談支援業務を受託した相談支援事業所の相談支援専門員として、地域の協議会を中心とした相談支援体制の整備に携わった実績を有する者

　　イ　別紙に定める専ら障がい者の相談支援業務に従事した経験を５年以上有し、かつ、原則として、道が実施する相談支援従事者現任研修を修了している者

　　ウ　社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は介護保険法に定める介護支援専門員の資格を有する者

　(2) 当該障がい保健福祉圏域において活動可能な者

　(3) 相談支援従事者主任研修を修了している者

　(4) 相談支援従事者研修のファシリテーター等各種研修の講師経験を有する者

　(5) 当該業務に対し常勤で専従できる者

９　配置場所

　　地域づくりコーディネーターの配置にあたっては、公平性・中立性を確保する観点から、特定の社会福祉施設等に属さず、独立した場所に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19の指定を受けた一般相談支援事業所、同条の20の指定を受けた特定相談支援事業所、市町村の相談支援窓口などが設置されている施設などに配置すること。

10　事業の評価等

　　事業の実施状況については、北海道自立支援協議会において、毎年度報告を行い、その結果に基づき、道は必要な措置を講ずるものとする。

11　地域づくりコーディネーターの資質の向上等

　(1) 研修の実施

　　　道は、地域づくりコーディネーターの資質向上を図るため、必要な研修を実施する。

　(2) 自己研鑽

　　　地域づくりコーディネーターは、あらゆる機会を通じ自己研鑽に励むものとする。

12　個人情報の保護

　　地域づくりコーディネーターは、事業の実施に当たり、正当な理由なく、その業務上知り得た個人情報の秘密を漏らしてはならない。

　　また、事業終了後についても同様の取り扱いとする。

13　事業実施にあたっての留意事項

　　事業の実施にあたっては次の点に留意することとする。

　(1) 総合振興局(振興局)職員との密接な連携

　　　事業の実施にあたっては、総合振興局（振興局）（以下「振興局等」という。）の職員と密接に連携し取組を進めること。

　(2) 地域づくりコーディネーター相互の連携体制の確保

　　　多様な人材の密接な連携と相互協力により支援力の強化を図る観点から、同一管内の地域づくりコーディネーターについては、機動力を確保した上で勤務の場所を同一とすることが可能であること。

　(3) 地域資源の連携促進

　　　地域の社会資源の有効活用と関係機関の連携等を促進する観点から、複数法人が再委託等により、事業を共同で実施することも可能であること。

　(4) 広域支援体制の確保

　　　広域支援体制を確保するため、振興局等管内にある社会資源のみでは本事業の実施が困難な場合は、隣接振興局等管内からの支援も視野に置いて事業を実施すること。

　(5) 市町村相談支援事業の受託

　　　地域づくりコーディネーターは、事業に支障が生じないと認められる場合に限り、所属する事業所が受託した市町村相談支援事業に従事することができること。

　(6) 業務の実施にあたって地域づくりコーディネーターの名称が明記された名刺を常に携帯するものとする。

14　その他

　　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要なことは、別に定める。

　　附　則

　　　本要綱は、平成21年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成22年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成23年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成24年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成25年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成26年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成27年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成28年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成29年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成30年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、平成31年４月１日から施行する。

　　　本要綱は、令和６年４月１日から施行する。

 別紙

 実施要綱８の(1)のイに定める専ら障がい者の相談支援に業務に従事した経験

|  |
| --- |
|  対 象 事 業  |
| 指定一般相談支援、指定特定相談支援、計画相談支援、障害児相談支援  |
|  精神障害者地域生活支援センター運営事業  |
|  障害者就業・生活支援センター事業  |
|  発達障害支援センター運営事業  |
|  その他専ら障がい者の相談支援に従事したと道が認めるもの （旧法、旧制度の障がい者支援に係る事業の経験については、認めて差し支えない）  |